

岡山県中央児童相談所長 様

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する
第三者評価
報告書

(令和 6 年度 12 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で岡山県中央児童相談所一時保護施設の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価項目 J-Oschis2024 年度版」を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・自己評価アンケート

64 項目について、一時保護施設職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護施設へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聞き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3

総評

総評	4
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	7
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	9
第Ⅲ部 一時保護施設の運営	11
第Ⅳ部 一時保護施設における子どもへのケア・アセスメント	14

アンケート結果

子どもアンケート結果	16
-------------------	-------	----

総評

(2024年8月20日～21日 実地調査実施分)

総評

1. 子ども本位の養育・支援

職員が子どもの最善の利益を常に考慮しながら接していることは素晴らしいことです。個々の子どもに対して柔軟な個別対応を行う姿勢は、一時保護施設の重要な役割を果たしており、高く評価されます。

一方で、養育の理念や基本方針が明文化されていないため、明確に共有されていないことがあるようですので、改善が望れます。また、子どもの権利理解を促進するために、子どもに理解しやすい説明資料の作成や権利教育の充実が必要です。さらに、意見表明の仕組みをより効果的に機能させるため、アドボカシーの拡充、意見箱の運用マニュアル作成や配置の工夫もご検討ください。

2. 一時保護の環境および体制整備

貴一時保護施設は、子どもたちが子どもたちらしく遊んでいる数少ない一時保護施設です。限られた施設条件の中で、職員が子ども一人ひとりに対して可能な限り個別具体的な生活設計を行っていることは、高く評価できます。たとえば特定の子どもには一人部屋を提供する等、柔軟な対応をしている点は、子どもの個別ニーズに応じた配慮がなされていることを示しています。

ただし、施設自体の構造や設備に起因する課題も存在します。たとえば、子どものプライバシー確保や自由な活動のための空間、私物の収納スペースには改善の余地があります。また、職員用のPCの老朽化や看護師の配置不足、夜勤体制に関する課題もあり、これらについては早急な対応が望れます。

3. 一時保護施設の運営

運営においては、職員が限られた資源を最大限に活用し、子どもたちの生活を豊かにするための創意工夫をしていることが印象的です。また、自由時間の過ごし方についても、職員が子どもと共に活動し、関係を築く姿勢が見られることは、子どもたちにとって大きな支えとなっています。

一方で、居室や自由時間のスペースについては、さらに改善の余地があります。たとえば、居室への工作物の持ち込みや私物の保管場所の拡充、自由時間に使用するスペースの柔軟な運用等が求められます。運営における基本方針やマニュアルの整備も進め、職員全員に共有することで、運営の一貫性を確保し、継続的な質の向上を目指すことを提案しています。

4. 子どもへのケア・アセスメント

相談課との連携が十分に図られており、子どもの成育歴や家庭状況を把握した上の支援が行われていることは、優れた点です。また、子どもの行動観察が詳細に記録され、引き継ぎ時に共有されていることも、支援の質を高めるための重要な取り組みといえます。

しかし、観察会議が定期的に開催されておらず、子どもの行動に基づくアセスメントが十分に行われていないことは課題です。これを改善するために、定期的な観察会議の開催と、子どもの意見や気持ちを反映したアセスメントの実施が求められます。子どもに関する資料に子どもの意見を記載するよう、記録用書式の改訂も検討されることが望れます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場での気づきを積極的に他の職員に共有する・話し合うを通じて、一時保護施設のあるべき姿を日常的に考えること ● 子どもの権利擁護、特に意見表明権について、最新の議論を把握するための研修に参加すること
児童相談所 (一時保護施設)	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時保護施設のあるべき姿を職員らで日頃から共有し、それを理念として明文化すること ● 子どもの意見表明権を擁護する各種施策の実施。具体的には一時保護施設用の権利ノート作成、子ども会議の開催、アドボカシーの拡充、意見箱の仕組み改善（意見を書きやすくするための工夫、毎日意見箱を確認すること等）を実施すること ● 職員の日々の気づきを話し合う場をつくること。そして共有された現場の声をもとに、一時保護施設を常によりよいものにしていくための仕組みづくり（たとえば、改善案をとりまとめ、高い効果が見込まれるもの、着手が容易なものから定期的に取り組む等） ● 一時保護施設の体制整備に必要な予算（物的・人的ともに）について、本庁に、より積極的に提案すること ● 一時保護施設における行動観察・アセスメントの重要性を再確認し、観察会議を定期的に開催し、子どもへのよりよい支援につなげること
設置自治体	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT 関連予算の拡充（職員用の PC・スマホの買い替え、子ども用の動画配信サービスへの加入、ネット設備の拡充、タブレットの導入等） ● 新しい配置基準に伴う職員の増配（看護師等） ● 職員の労働体制の見直しと改善（たとえば、実態としての“夜勤”が“宿直”になっているような実態の把握と改善、その他勤務実態の把握等） ● 保護課で新規に採用される職員への着任時の研修・支援体制の充実
国	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員向けの研修の充実 ● 他児童相談所との情報共有の場の設定 ● 夜間における子どもの観察や支援の重要性に鑑み、複数の職員による夜勤体制を可能とする予算措置を行うこと

第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援

総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

個々の職員が、子どもの最善の利益を考えながら、子ども本位の養育となるように心掛けつつ子どもに接していることが伺えました。特に子ども一人ひとりに対して、職員が柔軟な個別対応をできていることは一時保護施設において重要であり、大変素晴らしいことです（項目17）。もっとも、養育における理念と基本方針について、各職員が明確に理解できるものとして確立され、共有されるという点でさらに改善の余地があります。明文化された一時保護施設の理念や基本方針があり、それが常時共有されれば、職員による個別対応にも一貫性がもたらされますので、ぜひご実施ください。

一時保護施設は、多くの子どもたちが不適切ないし不十分な養育の場を離れ、新しい生活を送るための最初の生活場所になります。それまで十分に自らの権利を保障されてこなかった子どもたちをエンパワーするためにも、まずは子どもに対して、自分の持つ権利について十分に理解できる環境を整える必要があります。そのことにより、他の子どもや職員等、他者の権利を尊重することにつながります。貴一時保護施設では、所内における生活の説明は「保護課へようこそ」と題する文書等で一定程度なされていますが、十分なものとはいえないようです（項目2、項目6）。子どもの権利条約の精神にのっとった支援（児童福祉法1条）となるように、一時保護施設で生活する子どもたちの声も踏まえながら、子どもに理解してもらう権利がどのようなものであるかを検討し、子どもに対する権利教育を実施できる体制を整えることを提案します。具体的には、子どもの権利ノートをはじめとした説明資料を作成すること等を通じて、子どもたちの被措置児童虐待に関する理解を十分なものとすることが望れます（項目13）。

なお、子どもたちが自由時間等でのびのびと活動する一方で、子どもたちの距離感が近すぎるよう感じたケースも見受けられました。子どもによっては、他人との距離の近さにストレスを感じる場合があります。子どもに一定のパーソナルスペースが確保される方法を検討してください。

子どもの意見表明に関しては、日常的な意見表明の方法として意見箱が設置されていました。また、第三者による意見聴取の仕組みとして、弁護士に委託して子どもの声を支援に活かす取り組みがなされていました。弁護士による意見聴取については、他の自治体に先駆けて採用した意見表明支援の仕組みとして高く評価されるものであり、表明された意見の中には、一時保護施設での生活に関する要望などもあることから、聴取した子どもの意見については、再度課長が面談し、集まれる職員で対応策を検討・実施するとともに、日誌や掲示板等で他の職員に情報共有がなされています。また、援助方針等に関する要望については、相談支援部門と情報共有がなされています。

今後の提案として、対応や子どもへのフィードバックの方法等について、職員会議や子ども会議等で定例の協議の時間を設けることもご検討いただければと思います。また、意見箱については、箱の近くに筆記具が置かれていなかつたり、確認が週1回に限られるなど、十分な活用がなされているとはいえない（項目3）。

意見表明支援の観点においては、積極的に意見を言いたい子どもだけでなく、「言いたくない、言えない子どもの支援」も重要です。そのためには、所内で子どもの意見表明のあり方を協議し

たうえで、それを実務に落とし込む必要があります。たとえば、意見箱をより投函しやすくするために「意見箱運用マニュアル」を作成したうえで、各階ごとに、なるべく他者に気づかれず、書きやすく、投函しやすい場所に箱と紙と鉛筆を同置することが求められます。また、投函内容によっては緊急性を要する場合も考えられますので、毎日確認する必要があります。さらに、投函内容についての子どもへの回答・対応告知も重要です。子どもの意見に対して職員が真摯に対応することで、「信用できる大人もいることを知る」と保護された子どもが感じることにつながり、それは社会的養護の入口となる一時保護施設の果たす役割であると考えます。

他にも例えば、子ども会議等を設け、生活上の様々なニーズについて、子どもたちが自身で協議し一時保護施設に伝え、それに対して職員が対応をすること等もご検討ください。限られた入所期間ではあっても、様々な方法で意見を述べることができ、それに大人が応えてくれるという経験をすることは、子どもの意見表明権の保障およびエンパワメントにつながり、その後の生活において必要な時に子どもがSOSを発信できるようになることにも役立ちます。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	A
No.2	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	B
No.3	子どもの意見等が受け止められ、活かされる場所になっているか	B
No.4	意見表明支援員の仕組みがあるか	A
No.5	子どもから聴取した意見等に対してフィードバックしているか	A
No.6	一時保護の開始にあたり、子どもに対して適切に説明しているか	B
No.7	一時保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分聞いているか	A
No.8	一時保護の解除について、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.9	行動制限や、家族以外の人との通信・面会に関する制限は適切に行われているか	A
No.10	個別支援は適切に行われているか	A
No.11	個別対応は適切に行われているか	A
No.12	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していない	A
No.13	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	B
No.14	暴力・暴言・いじめ・差別的な発言など、子ども同士での権利侵害の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.15	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.16	性的マイノリティの子どもがいることを前提とした生活環境や関わりなどの準備をしているか	A
No.17	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	S
No.18	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.19	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

児童相談所というよりは自治体レベルで対処するべき課題ではありますが、もともと あつた建物を改変して一時保護施設としていることに起因する困難が見受けられました。例えば、現状では子どものプライバシーに配慮した居室空間を設計することが難しく、また、子どもらが自由時間を過ごせる空間は 2 階の一箇所のみであるため、一人で静かに過ごしたい子どもがそのようにできない場合があるようです。また、一時保護施設のガイドラインにおいては私物の持ち込みが原則可能になっていることを踏まえると、他の子どもに見えない形で私物を収納できるスペースが居室にあることが必要になります(項目 20)。一方で、そのような建物設備の困難がありながらも、管理的にならず、子ども一人ひとりの状況にあわせて可能な限り個別具体的に生活設計をしていること（たとえば、部屋割をやりくりして一人でいるべき子どもに一人部屋を提供する等）は素晴らしいことだと思われます。

また、機材についても職員用の PC に古いものが多く、日々の記録入力等に必要以上の時間を要してしまっています。PC を職員間で譲り合わないといけない現状も踏まえると、買い替えが望されます。子どもの閲覧する映像についても、配信サービスの利用等をすることで、子どもは自分が見たいものをより自由に見ることができるようになり、時間を過ごしやすくなりますし、それによって職員の負担も軽減します。こういった機材は大きな予算を伴うものではありませんので、ぜひ導入をご検討ください。

また、配置についても直近の基準に鑑みると、必要とされている看護師等が配置されておらず、早期の改善が望れます(項目 24/31)。また、一時保護施設にやってくる子どもたちの状況（被虐待経験、一時保護施設にやってくる過程に生じる精神的ショック等）に鑑みると、夜間における観察や支援が重要です。現在も夜間の体制については最低基準を満たしていますが、よりよい子どもの観察・支援を行うためには、「常態として、ほとんど労働をする必要のないこと」を前提とした宿直よりも、夜勤体制が望ましいと考えます。加えて、将来的にはできれば複数の正規職員配置も含めた整備を期待します。（項目 25）。

また、現状においては課長以上の管理職に過度に業務が集中する体制になっていると見受けられます。これについては、たとえば管理職が不在になる夜間・休暇時等における意思決定権限の引き継ぎ方針等を定義した業務分掌を作り直すことで、個人に過度に負担がかかる 것을避けつつ、組織力の強化にも繋げることができます(項目 30)。

児童福祉司や児童心理司と、保護課職員らの間に相互理解・相互配慮があり、相談課と保護課が縦割りになっておらず、連携・協力がよくできていると見受けられました。その理由としては、福祉職採用された職員が様々な職場を経験するという県の人事方針の結果、相談業務と保護業務の双方を理解している職員比率が他の児童相談所に較べて多いことにあると思われますが、大変優れている仕組みであると思われました(項目 29)。

職員が専門性を高めるための研修を受けられるように所として努力していることが強く感じられました。現状においては外部研修が多いようですが、内部研修も充実させ、それに多くの職員が参加できるよう他の部門と連携して業務負担をしあうことで、研修の効果をより高められます。また、一時保護施設の新任職員は着任直後における子どもらとのやりとりに当惑することが多いため、特に手厚く研修やOJTを提供することが望されます。

運営職員らが新鮮な目で一時保護施設業務に対して抱いた違和感をすくいあげ、一時保護施設をよりよい場所にしていくための仕組みがまだ十分ではないと見受けられました。現場の声を集め、そのうちいくつかを試してみて、うまくいけばより本格的に導入することを通じて、一時保護施設を恒常的に改善させる仕組みを導入することが望ましいと思われます。また、こういった現場職員とのやり取りが円滑にできるように、普段から職員が日々の悩みや懸念を気軽に相談できるような場を設けることが望されます(項目27および28)。

また、現状における申し送りの場は、一人の職員が長い時間をかけて文書を読み上げる場になっていますが、目で読んだほうが速く情報を処理できますので(逆にニュアンスを文字でうまく伝えられないものは口頭で伝えるのが望ましい)、文書閲覧と口頭説明をうまく組み合わせることで、時間をより有効活用できます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.20	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	B
No.21	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	A
No.22	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	A
No.23	管理者や指導教育担当職員それぞれの役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A
No.24	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B
No.25	一時保護所として、適切な夜間職員体制が確保されているか	C
No.26	情報管理が適切に行われているか	A
No.27	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B
No.28	一時保護所がチームとして運営できているか	B
No.29	児童福祉司や児童心理司等との連携が適切に行われているか	S
No.30	職場環境としての法令順守や環境改善に取組んでいるか	B
No.31	医療機関との連携が適切に行われているか	B
No.32	警察との連携が適切に行われているか	A
No.33	子どもの養育・支援を充実させるために、外部の団体や専門家等、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A

第三部 一時保護施設の運営

総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

子どもにかかる運営については、限られた資源を十二分に活用しながら、子どもたちの生活を豊かにするために、サマータイム（陽がまだ明るい夕方に屋外活動時間を延長していること）など様々な取り組みをなされている職員皆様の発想と努力は素晴らしいものです。

一方で、居室については限られた室数の中で男女幼児の枠を設けない運用になっており、緊急入所や病気に対応する上で難しい状況であると推察されました。さらに、居室への工作物の持ち込みを認めているのは良い点ですが、その保管場所が衣類入れを兼ねる小さなカゴのみとなっていますので、子どもたちが個別に私物を入れられるケース設置等をご検討ください(項目 35)。

自由時間の充実は、子どもの生活の質を大きく左右するものです。この点においては、**①**における遊びの構成やスペースの確保、安全管理、職員が一緒に汗を流すことなどは、長い時間かけて作り上げられたものであると見受けられました。一方で、現状においては広いとはいえない1つのリビングにおいて、テレビゲーム、ベンチ、卓球台と一緒に置かれています。子どもたちがそれぞれの場所を占めることによる静動並存は、人の密集度を高くする上に、個々人が自分の活動に集中し、周囲の人に気づけずけがある状況をつくっています。また、廊下とドアで隔てられた部屋が、工作や読書等をして静かに過ごせる部屋として設定されているようですが、隣のリビングから大きな音が聞こえるため、静かな環境は十分に保障できていない状況です。その改善のために、自由時間は階下の食堂や、**②**の運動室を開放する等の柔軟な運用を検討してください。特に**③**利用については、入所中の子どもにインタビューをした際に多くの要望がありました。また、子どもに、嫌なことがあったりして一人になりたい時にどうしているかを尋ねると「ベンチの下に隠れる」との答えがありました。本棚や家具等の目立たない陰は、他の子どもから離れ気分を落ち着かせることができるパーソナルスペースとなりますので、そういった場所を居室内および一時保護施設内に設置することをご検討ください(項目 36)。

子どもが紙や鉛筆を自由に使える状況は好ましいですが、職員の姿がない場面で机の上に工作物とハサミ数点が置いてありました。安全管理については、厳格にルールを定め運用する方法もありますが、環境設定によって改善することもできます。たとえば、ハサミ置き場を設置し、置き場にないハサミと子どもが使っているハサミの数の合致を、職員が瞬時に確認できる仕組み等が有効です。

食事では、子どもが自分で白米を茶碗に盛る仕組みにしており、食べる量を子どもが自ら考えられるようになっていました。また、苦手な食材の食べ残しの際、職員は厳しい指導をせずに、「もうちょっと食べれる？がんばってみよう！」等の優しい声掛けで促し、食生活の良い習慣を養う努力が見られました(項目 37)。

子どもの衣類等の持ち込みについては、私物利用を認めている点は、子どもの利益に資するものです。しかし、子どもとの面談時には「貸与衣類については選択がない」との話がありました。好きな衣類を選べることは、自己決定権の保障のみならず、子どもが自分の気持ちを大切にして

もらっていることを実感し、大人への信頼感を高める機会になります。二択からでもよいので、取り組まれることを推奨します(項目 38)。

学習支援については、協力員を配置し、子ども一人ひとりの学力に応じた学習指導を行い、子どもが積極的に学べる環境が整えられています。一方で、英語・国語・数学のみとなっている現状の学習科目に理科・社会を加えること、さらに、学びの幅を広げるための ICT を活用した学習環境の整備をすることは、学びにおける子どもの主体性を高める環境づくりのために求められていますのでご検討ください(項目 41)。一方で、季節休暇終了前に、子どもたちが登校できるよう積極的に一時保護委託を推進していることは、子どもに寄り添った素晴らしい取り組みです。

一時保護施設の運営業務においては、行動観察や生活指導等における個別対応、生活における集団対応、退所に向けた支援が複合的かつ相互作用的に行われています。一方で、基本的な考え方となる方針がないため、各職員の指導の整合性や子どもの受け止めの混乱を招くことがあるようです。運営や指導に関する基本的な考え方を作ることは、職員対応の混在回避と、子どものより安定した生活をもたらしますので、作成をご検討ください(項目 53)。

また、業務内容の向上を目指すためには、その基本方針に基づく年間の目標設定と事業計画の策定が必要であり、この点については改善の余地があります。目標や事業計画は前年踏襲になりがちであるため、目標達成や状況の検証を隨時行い、必要な改善に取り組み続ける PDCA サイクルを設計することが望されます(項目 54/55)。先に指摘した研修等も含めて、対応をご検討ください。

グリーフケアが必要な子どもへの支援は、職員により丁寧に行われていますが、その支援に関する職員向け研修は十分ではありません(項目 48)。所内心理職等を講師にした研修実施が有効ですので、ご検討ください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.34	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.35	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A
No.36	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A
No.37	食事が適切に提供されているか	A
No.38	子どもの衣服は適切に提供されているか	B
No.39	子どもの睡眠は適切に行われているか	A
No.40	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.41	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B

No.42	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A
No.43	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や、家族等に関する情報提供等が子どもに対して適切に行われているか	A
No.44	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A
No.45	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.46	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	A
No.48	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.49	障害児(発達障害、知的障害、身体障害など)を受け入れた場合には、適切な対応、体制確保が行われているか	A
No.50	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	B
No.54	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
No.55	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	B
No.56	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応ができる体制が確保されているか	A

第IV部 一時保護施設における子どもへのケア・アセスメント

総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

相談課との連携が十分に図られており、子どもの成育歴や現在の家庭状況を理解したうえで、支援がなされていると見受けられました。一時保護期間を短くしようという意識も強く、結果として一時保護の長期化が避けられ、子どもが受けるストレスや権利制限を少ないものにしています。

行動観察では子どもの“強み”を含めた情報が詳細に記録されており、引継ぎの際にも共有されました。一時保護期間の行動観察が援助方針の決定や設計において重要な役割を果たすことを考慮すると、一人ひとりの子どもについて観察すべき点が児童福祉司から共有されることも肝要ですので、行動観察のための児童福祉司との協議が求められます。

観察会議が定期的に開催されておらず、子どもの行動に基づくアセスメントについて多角的な視点から考察し、それを支援につなげる体制が整えられていません。観察会議は、個々の子どもの行動観察結果や聴取された子どもの意見、そこから考えられる子どもの行動の背景、それに基づく一時保護施設内における援助方針について確認するものであり、原則として週1回開催することが求められています（一時保護ガイドライン）。これは子どもへのよりよい支援方針策定にとって必要であるのみならず、経験の少ない職員がより多くの事例を知り、早期にスキルアップすることにも資するものですので、定期的に実施することを提案します（項目61/62）。なお、観察会議においては、保護課職員が生活の場で観察したことを相談課職員らに共有するためのものですので、会議における主たる発言者は保護課職員であるべきです。一時保護ガイドラインに「原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々の子どもの行動観察結果、聴取できた子どもの意見、そこから考えられる子どもの行動の背景、それに基づく一時保護施設内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。なお、観察会議には、原則として担当の児童福祉司や児童心理司等も参加する。」と書かれていることなども参考になるかと思います。

また、子どものアセスメントにおいても、子どもの意見や気持ちが十分に聞き取られ、それが適切に反映されることが求められます。子どもに関する資料には常に子どもの意見が記載されるように、記録用書式の改訂等も検討されるとよいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.57	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	A
No.58	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	A
No.59	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	A

No.60	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A
No.61	行動観察を基に適切な行動診断が行われている	C
No.62	行動診断(アセスメント)に基づく支援を行っている	B
No.63	一時保護中の子どもの所有物について、適切に保管されているか	A
No.64	一時保護所からの退所にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A

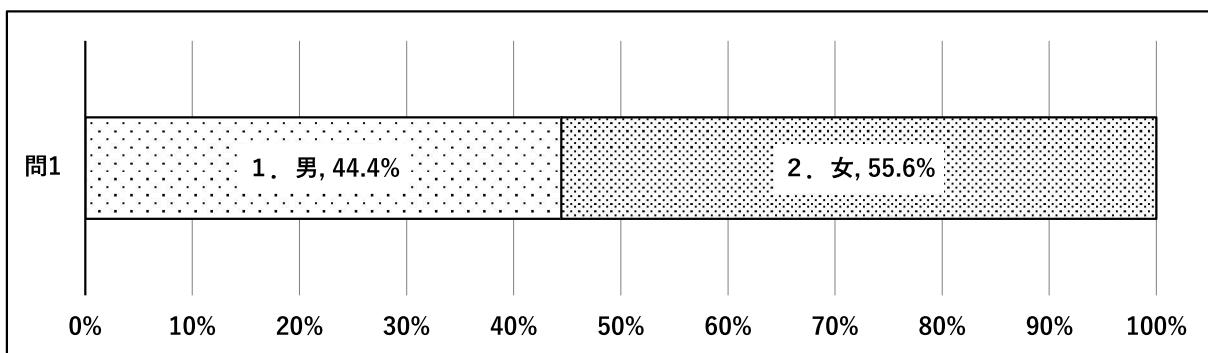
こどもアンケート結果

(2024 年 7 月実施)

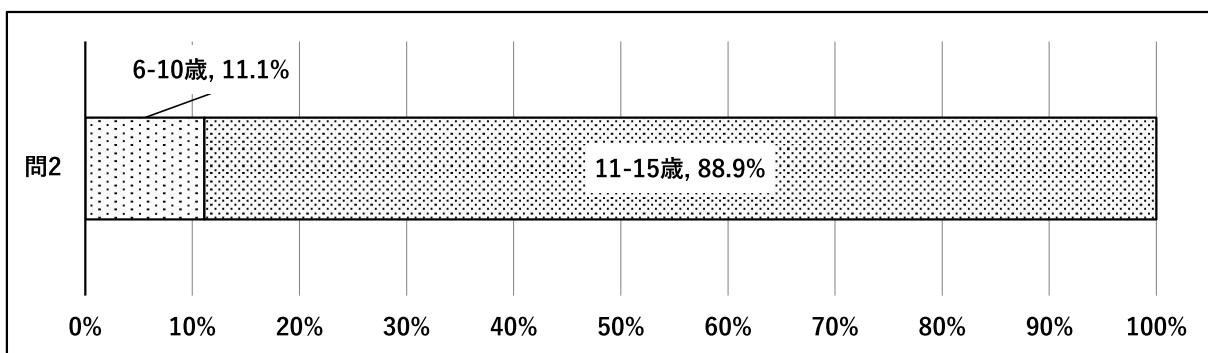
対象：上記期間内に一時保護施設へ入所中の子ども

回答者数：9人

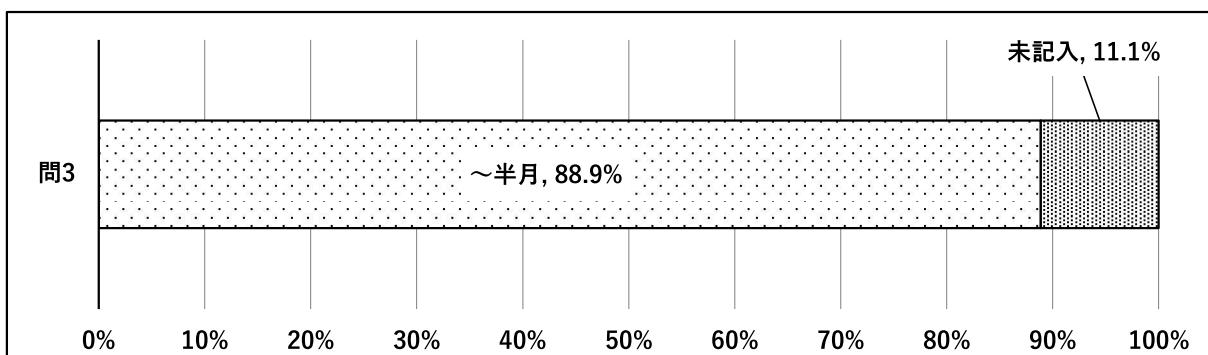
問1 性別は。



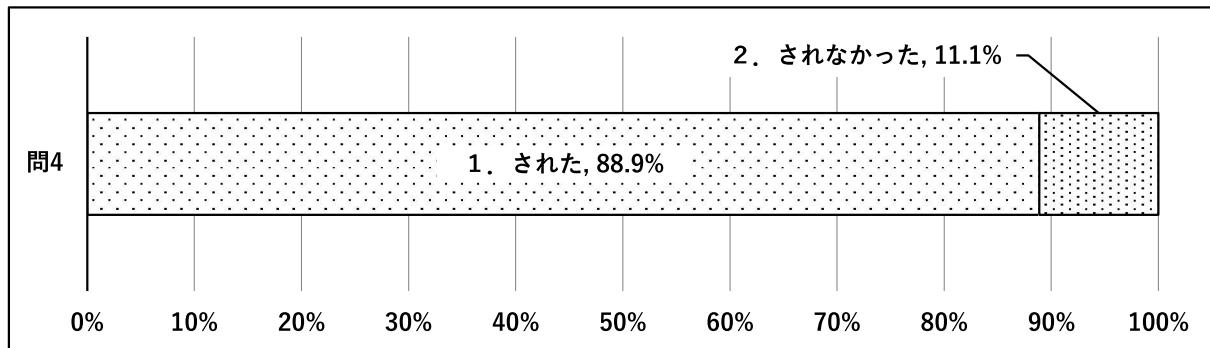
問2 年齢は。



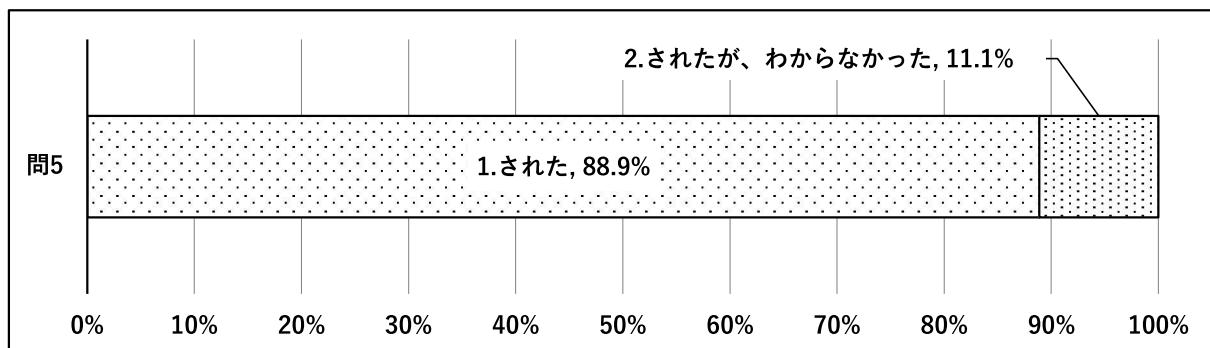
問3 ここ(一時保護施設)に来た日から今日で何日目ですか。



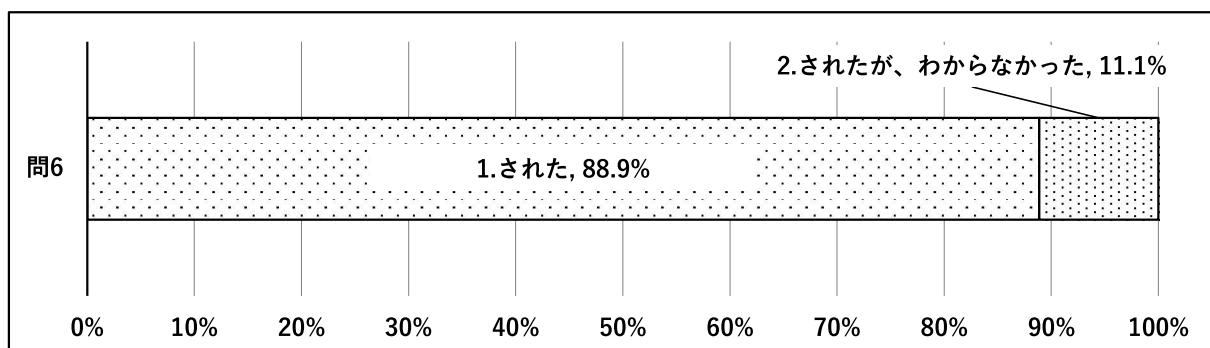
問4 ここに来る前に一時保護施設がどのような所なのか説明されましたか。



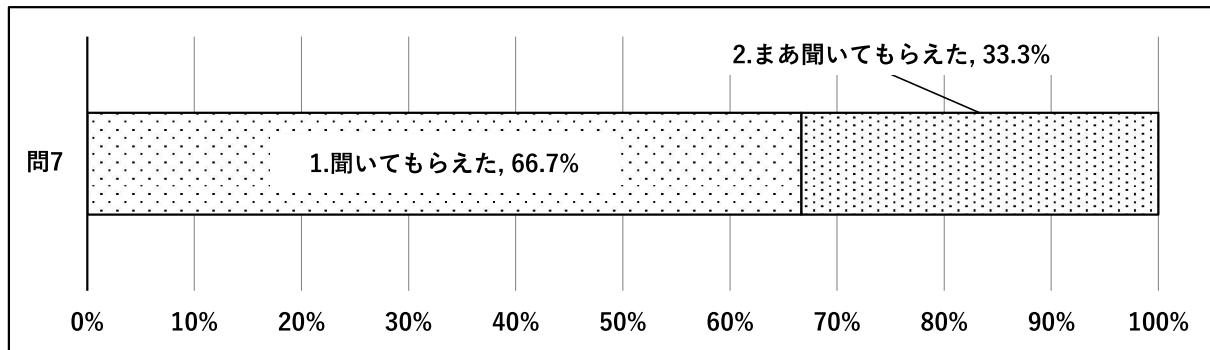
問5 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。



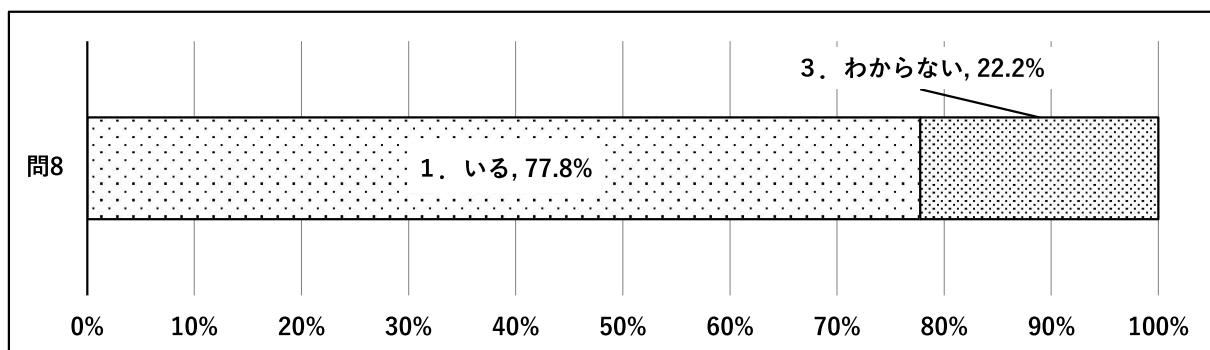
問6 ここには、だいたいいつまでいなければならぬのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をされましたか。



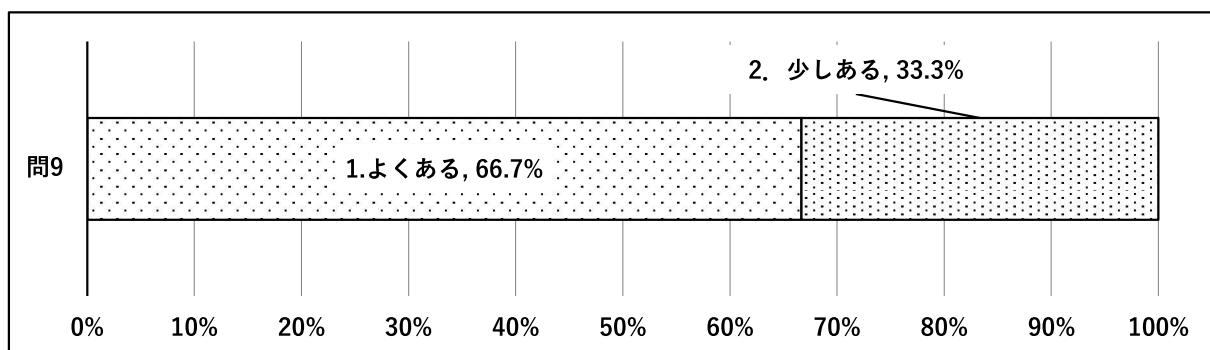
問7 あなた自身のことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらいましたか。



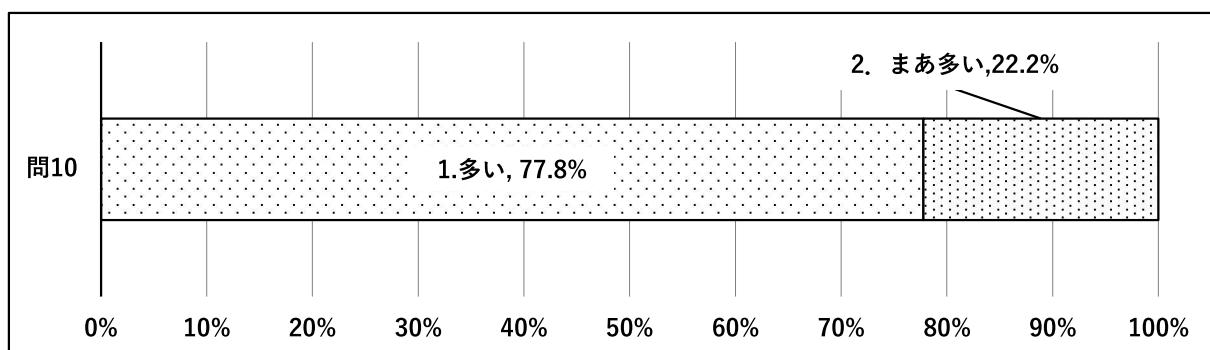
問8 この職員や児童相談所の人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか。



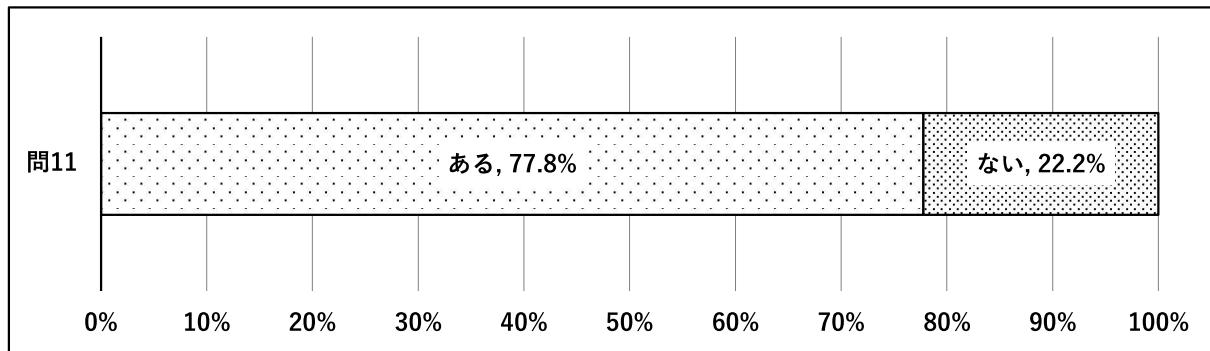
問9 この生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。



問10 自由に過ごせる時間は多いですか。



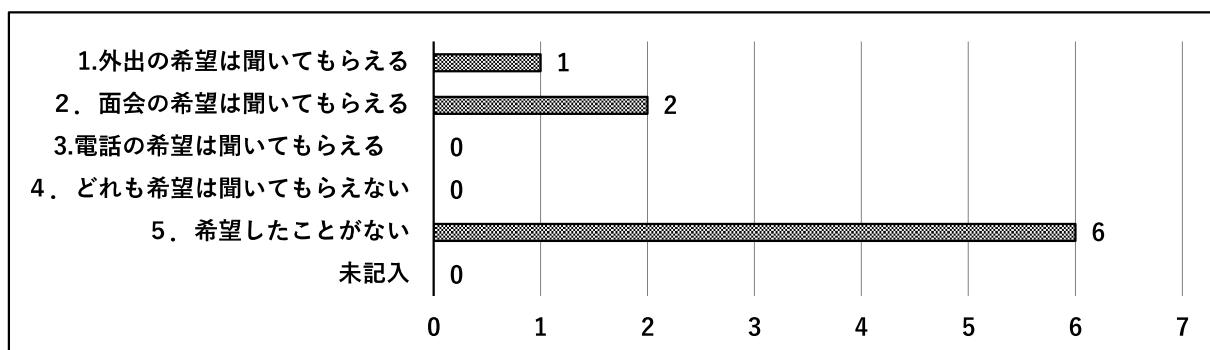
問11 自由時間で楽しいことはありますか。



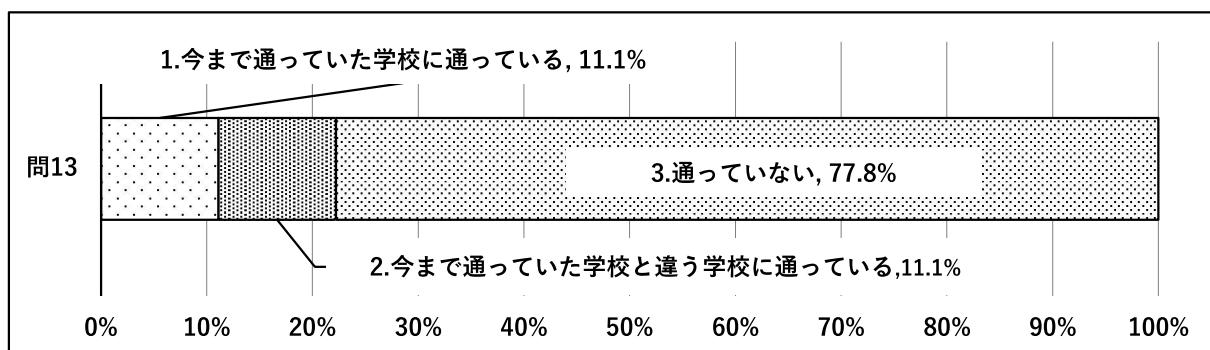
(自由時間で楽しいことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
・卓球(2名回答)
・みんなどうのすること
・マンガを読む、ゲーム
・テレビを見たりいろいろ運動とかもたのしかった
・ウノ・たっきゅう・おしゃべり
・ぬり絵、おえかき、音楽、DVD

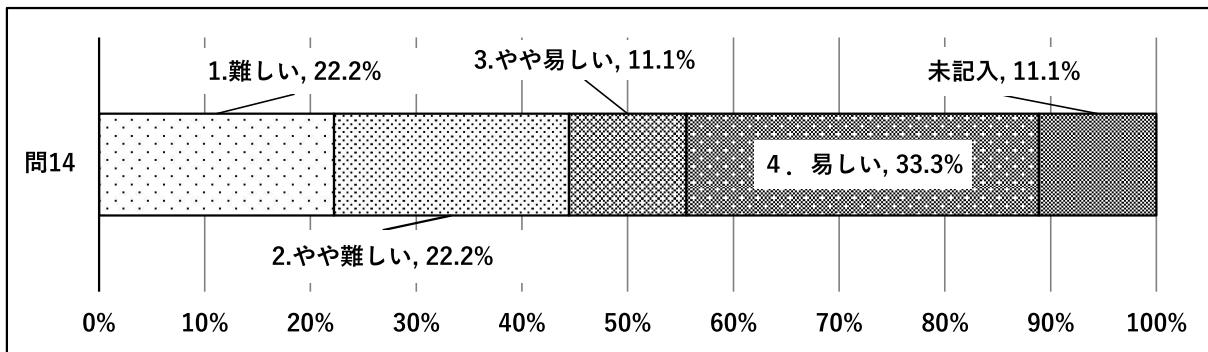
問12 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(複数回答可)



問13 ここから学校に通えていますか。

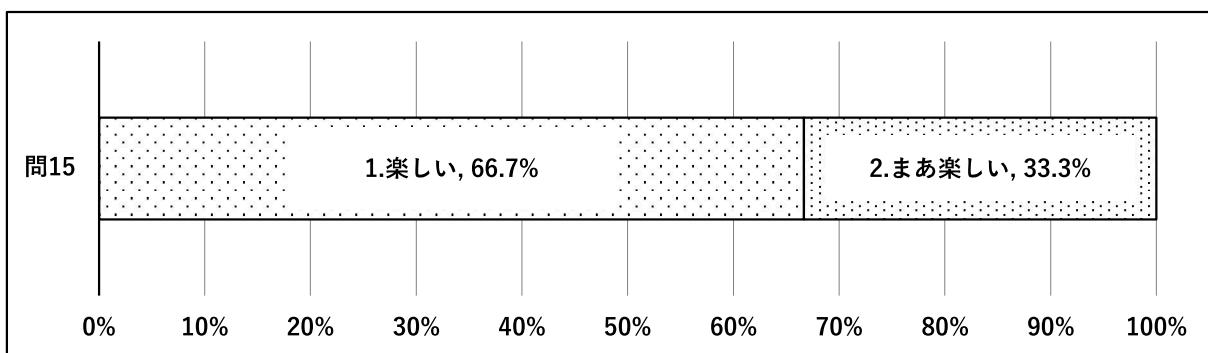


問14 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。

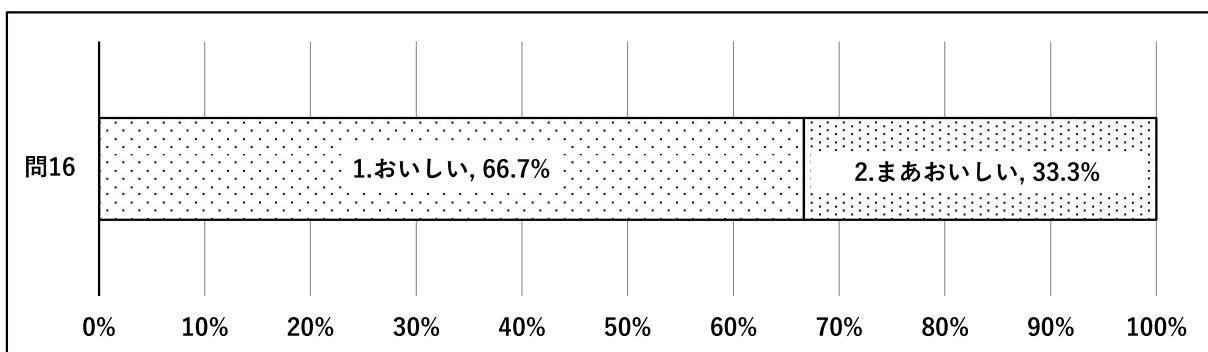


欄外コメント：いつもと同じくらい

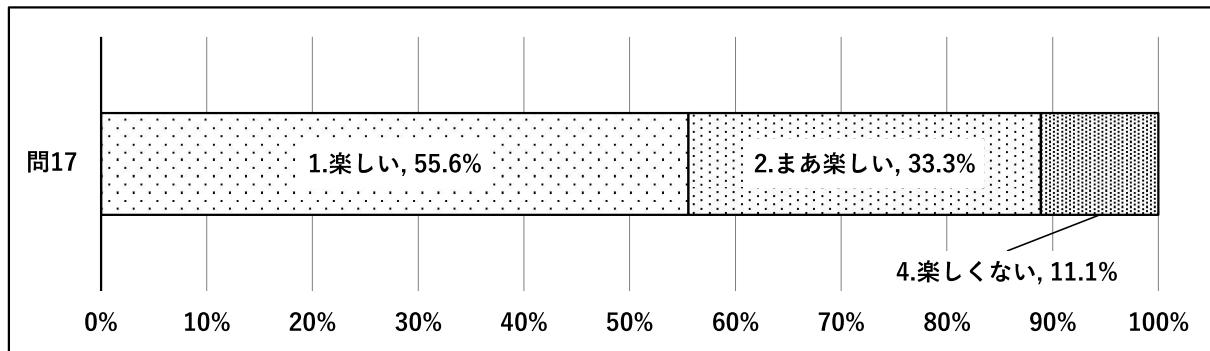
問15 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。



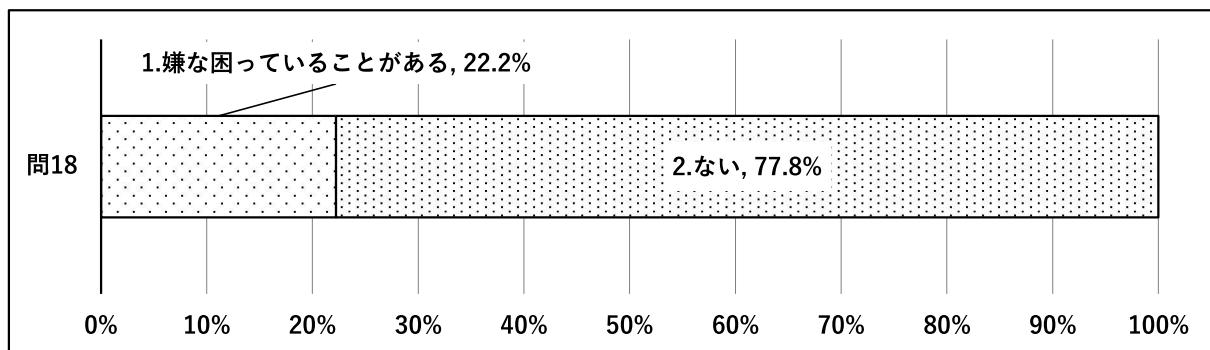
問16 食事はおいしいですか。



問17 食事の時間は楽しいですか。



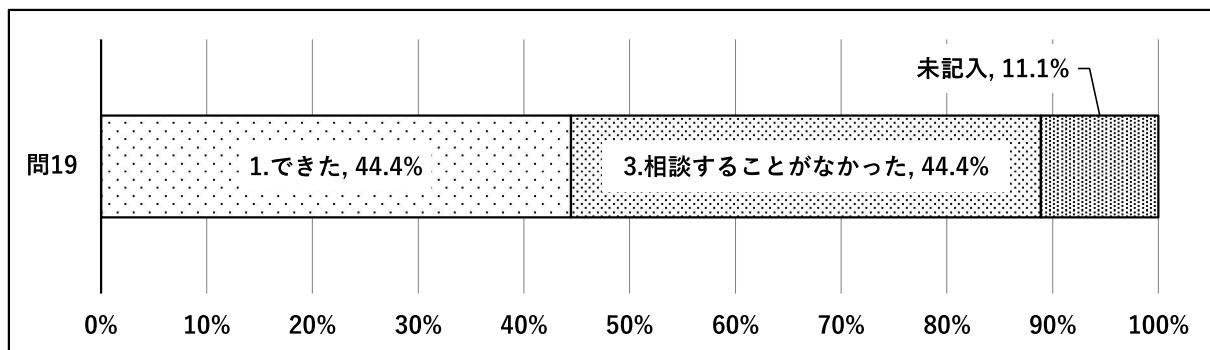
問18 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。



(嫌なことや困っていることについて)具体的にどのようなことですか。

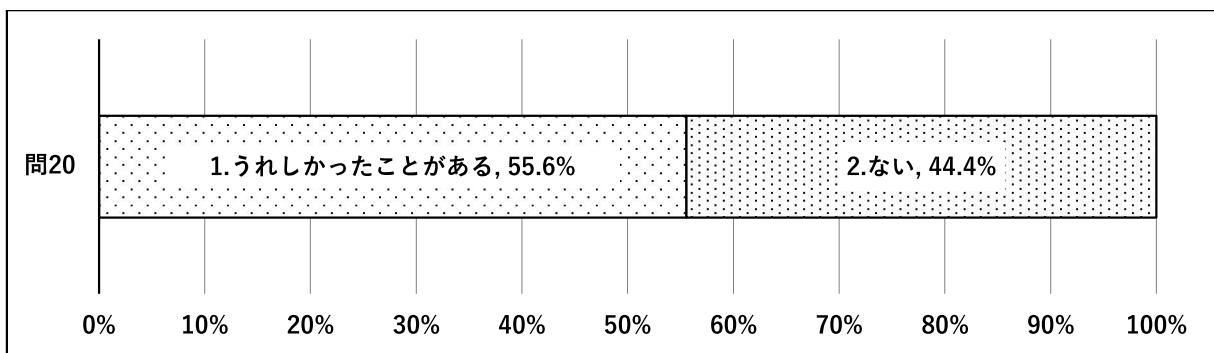
具体的に
・〇〇ちゃんとへやが一緒でいやだったけど、かえてもらってすごく良かった。
・男の子にけられたりなぐられたりする。

問19 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。



欄外コメント：先生から一緒に話しました。

問20 ここで生活でうれしかったことはありますか。

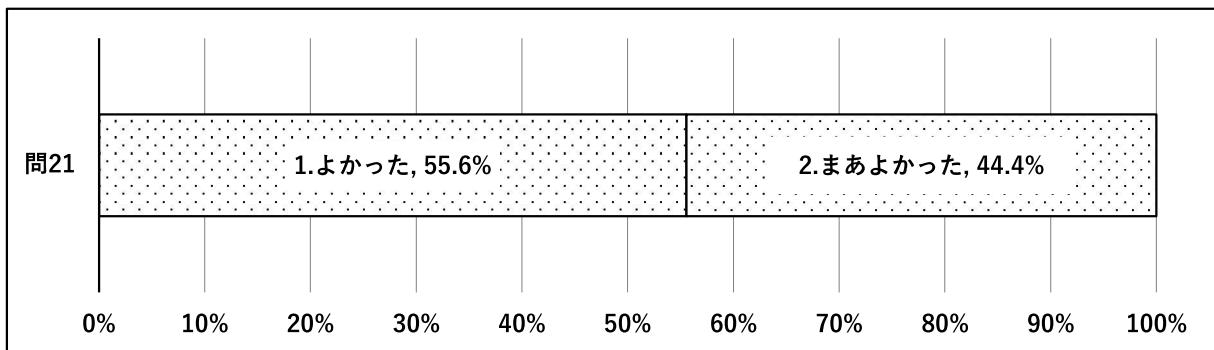


欄外コメント：まだない

(うれしかったことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
・卓球
・なにかしてもらったときやさそったとき。
・全員やさしい
・いろんなことをたくさん遊べるのがうれしかった。
・ほめられたこと

問21 ここで生活(全体をとおして)はどうでしたか。



問22 ここで生活で変えてほしいことや、こうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

具体的に
・特に無し(類似回答：ないです。/ない/とくに何もありません。)
・友達と話したいのでスマホをつかえるようにしてほしい、ちょっとでもつかってもいいから、ちょっとさみしいからスマホをつかいたい
・自分の部屋でごすときだけでもいいからスマホを使えるようにしてほしい。何に使うかはゲーム、友達にれんらくなど
・不満が無いくらいゆういぎにすごせてます。